

徳島県告示第三百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第七項において準用す
る同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを
縦覧に供する。

令和七年六月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 地区名

江野島地区

二 縦覧期間

令和七年六月二十四日から

令和七年七月二十二日まで

三 縦覧場所

阿南市役所